

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 4 月 2 日（火）第3507号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○県営土地改良事業の計画の決定（5件）	（農地整備課取扱い） 1
○県営土地改良事業の計画の変更（5件）	（農地整備課取扱い） 2
○県営土地改良事業に係る換地処分	（農地整備課取扱い） 4
○団体営土地改良事業の換地計画の認可申請を相当とする決定	（農地整備課取扱い） 4
○県営土地改良事業の工事の完了（8件）	（農地整備課取扱い） 4

告 示

鹿児島県告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（中山間地域型）（農業用排水施設整備，農道整備，区画整理及び暗渠排水）溝辺地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年 4 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成31年 4 月 3 日から同年 5 月 8 日まで
- 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（中山間地域型）（区画整理）第二国分東地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年 4 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成31年 4 月 3 日から同年 5 月 8 日まで
- 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第343号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村整備（農地環境整備型）（区画整理）蓬原中野地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成31年4月3日から同年5月8日まで
- 3 縦覧場所
志布志市役所耕地林務水産課

鹿児島県告示第344号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営水利施設等保全高度化（高収益作物導入促進型）（農業用排水施設整備及び暗渠排水）柵野地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成31年4月3日から同年5月8日まで
- 3 縦覧場所
さつま町役場耕地林業課

鹿児島県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（区画整理，土層改良及び農業用排水施設整備）喜界北部地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成31年4月3日から同年5月8日まで
- 3 縦覧場所
喜界町役場農業振興課

鹿児島県告示第346号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（中山間地域総合整備）（旧：中山間地域総合整備）（農業用排水施設整備，農道整備，区画整理及び暗渠排水）福山地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成31年4月3日から同年5月8日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第347号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地防災（農地保全整備事業）（旧：特殊農地保全整備）（農業用排水施設整備、農用地保全及び区画整理）辺田地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成31年4月3日から同年5月8日まで
- 3 縦覧場所
南大隅町役場建設課

鹿児島県告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備及び土層改良）第一花徳地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成31年4月3日から同年5月8日まで
- 3 縦覧場所
徳之島町役場耕地課

鹿児島県告示第349号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備）第一大和城地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成31年4月3日から同年5月8日まで
- 3 縦覧場所
天城町役場農地整備課

鹿児島県告示第350号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（畑地帯担い手育成型）（農業用排水施設整備、農道整備及び区画整理）三崎地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成31年4月3日から同年5月8日まで
- 3 縦覧場所
伊仙町役場耕地課

鹿児島県告示第351号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備末吉地区八反換地区の換地計画に係る換地処分を、平成31年3月15日に行った。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、曾於市が行う土地改良事業団体営基盤整備促進立馬地区の換地計画に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成31年4月3日から同年5月8日まで
- 3 縦覧場所
曾於市役所大隅支所産業振興課

鹿児島県告示第353号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）朝知野地区の工事は、平成28年3月28日に完了した。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第354号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）外

俣地区の工事は、平成28年12月2日に完了した。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第355号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（区画整理）第二西原地区の工事は、平成29年10月30日に完了した。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第356号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）岸元地区の工事は、平成29年5月26日に完了した。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第357号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）（区画整理）第三知名東部地区第3換地区の工事は、平成16年12月6日に完了した。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第358号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備）芦清良地区の工事は、平成25年3月28日に完了した。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第359号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）白瀬地区の工事は、平成29年11月21日に完了した。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第360号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）第一西原地区の工事は、平成29年3月28日に完了した。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓